

中部学院大学・中部学院大学短期大学部同窓会 同窓会支部活動費補助規程

(目的)

第1条 本規程は、中部学院大学・中部学院大学短期大学部同窓会（以下「本会」という。）が設置した同窓会支部の活動を一層推進するため、活動費補助の交付について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 活動費補助の対象は本会に登録した同窓会支部（地域支部、認定支部）とする。

(補助金の基準額)

第3条 活動費補助の内容は、同窓会支部の開催案内状郵送費、同窓会支部の運営、特色ある事業及び同窓会報への原稿提供とする。

2 同窓会支部の開催案内状郵送費に対する補助額は、次の通りとする。ただし、案内状に代えて新聞等で案内広告を掲載する場合は、30,000円を上限として交付する。

- ① 発送件数が100件以内 5,000円
- ② 発送件数が101～200件 10,000円
- ③ 発送件数が201～300件 20,000円

3 同窓会支部の運営に対する補助額は次の通りとする。

- ① 施設利用料については請求額の50%を上限として交付する。ただし、その補助額については20,000円を上限とする。
- ② プロジェクター等、機器を使用した場合は請求額の50%を上限として交付する。ただし、その補助額については10,000円を上限とする。
- ③ その他、特に同窓会長（以下「会長」という。）が必要と認めたものについては、請求額の50%を上限として交付する。ただし、その補助額は、30,000円を上限とする。

4 特色ある事業に対する補助額は、次の通りとする。

- ① 一般市民及び同窓生を対象とした講演会又は公開講座等の講師謝礼については、中部学院大学の支出基準にこれを準用する。
- ② パンフレット等の印刷費及び施設利用費並びにプロジェクター等、機器を使用した場合は、請求額の50%を上限として交付する。ただし、その補助額については30,000円を上限とする。
- ③ 事業の案内状郵送費及び新聞等への案内広告の掲載については、本条第2項と同様とする。

5 同窓会報への原稿提供に対する補助額は、次の通りとする。

- ① 同窓会支部の活動を同窓会報へ投稿された場合は10,000円を上限として補助する。

(申請)

第4条 活動費補助の交付を受けようとする同窓会支部は、別に定める交付申請書を事業実施の3週間前までに会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 前条の規定により交付申請書の提出があったときは、同窓会事務室にて内容を審査し補助金交付の可否を会長が決定する。

- 2 同窓会事務室は、前項の規定により補助金交付を決定したときは、速やかに当該同窓会支部に通知しなければならない。

(実施報告書の提出)

第6条 本規程第3条により交付の決定を受けた同窓会支部は、別に定める実施報告書を2週間以内に会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、実施報告書が提出された後、現金または口座振込にて行う。

- 2 交付を受けた同窓会支部は、会長に対し所定の受領書を提出しなければならない。
- 3 補助金の交付は原則として年1回とする。ただし会長が必要と認めたときは、この限りではない。

(補助金の取消)

第8条 会長は、補助金の交付を受けた同窓会支部に対し、前条に定める実施報告書の内容に虚偽があった場合は補助金の全部または一部を取り消すことができる。

- 2 前項により補助金を取り消す場合は、会長は当該同窓会支部に対して文書で通知しなければならない。
- 3 補助金を取り消された同窓会支部は、前項に規定する文書を受取ってから1週間以内に補助金を返金しなければならない。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、運営委員会の議を経て評議員会にて行う。

附 則

本規程は、平成25年(2013)年11月23日から実施する。